

# 総務委員会会議録

平成26年5月9日（金）

（開 会） 10：03

（閉 会） 10：08

案 件

## 1. 議案第44号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）

---

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第44号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○税務課長

議案書の4ページをお願いいたします。議案第44号 飯塚市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして補足説明をさせていただきます。

この専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日から施行されることに伴い、飯塚市税条例の一部を改正するものでございます。

8ページから14ページまで新旧対照表をつけておりますが、内容の説明は省略させていただき、今回の主な改正についてご説明いたします。

個人市民税関係につきましては、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例につきまして、適用期限を3年間延長するものでございます。

また、優良住宅地の造成や公的土取得促進のために土地等を譲渡した場合、その譲渡による長期譲渡所得に係る所得割の特例の期限につきましても、適用期限を3年間延長するものでございます。

固定資産税関係につきましては、公害防止用設備、浸水防止用設備、ノンフロン製品に係る課税標準の特例割合を、各自治体において制定し条例化するというものでございます。

次に、耐震改修が行われた建築物等に対する減額措置が創設されました。これは改正耐震改修促進法に基づき耐震診断を義務付けられた、不特定多数の者が利用する大規模な建築物や、耐震改修促進計画で指定した避難路に敷地が接する構築物等であり、国の補助を受けて工事を施工したものが対象となります。

最後に、移行一般社団法人等に係る非課税措置が廃止されました。これは、公益法人制度改革により、特例民法法人に係る固定資産税について非課税の適用を受けていた施設について、今回、移行期限の到来を受け廃止となったものでございます。

以上で、市税条例の改正内容の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○田中裕二委員

個人住民税関係の肉用牛の売却による事業所得の課税の特例、そして優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の3年間延長ということだと思いますけれども、そもそもこの特例、どのような特例なのか、私ちょっと理解してないものですから、この特例の説明をお願いしたいんです。そしてまた、なぜこのような特例ができたのかも併せまして、お尋ねいたします。

○税務課長

まず、肉用牛の関係でございますけど、正式には肉用牛売却所得の課税特例措置と言いまし、肉用牛生産農家の経営の安定及び生産意欲を確保し、国産牛肉の安定的供給を図るという観点から措置されている制度でございます。1頭あたり100万円未満で、また年間売却頭数が1500頭までであれば、所得税や住民税が免除されるという措置でございます。

それから優良住宅のほうでございますが、優良宅地の造成等のために土地などを譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の期限が今回延長されたということで、一般的には10%以上かかる税金が、あわせて市民税が3%というふうになります。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第44号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）」については承認することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。